秋田市子育て情報誌に関する
公募型共同発行事業者選定要領

1　趣旨

子育て家庭に役立つ情報を提供するため、市の業務内容、各種手続等に係る行政情報ならびに地域の生活情報および企業等の広告を掲載した秋田市子育て情報誌（以下「情報誌」という。）を市と共同で発行する民間事業者等（以下「共同発行事業者」という。）を募集する。

2　役割分担

市は、共同発行事業者に情報誌の制作に必要な行政情報を提供し、共同発行事業者は、仕様書に基づき、情報誌の制作に必要な行政情報以外の情報の収集ならびに情報誌の企画、編集、印刷および製本（以下「情報誌の発行業務」という。）を行う。

3　広告の掲載

情報誌には、企業等の広告を掲載することができるものとするが、募集の方法、掲載の基準等については、次のとおりとする。

(1) 情報誌に掲載する広告は、共同発行事業者が募集するものとし、市は、企業等に対して広告の掲載を直接呼び掛ける等の行為はしない。

(2) 広告の掲載に当たっては、秋田市広告掲載要綱（平成19年10月31日市長決裁）および秋田市広告掲載基準（平成19年10月31日市長決裁）に規定する基準を遵守するものとする。

(3) 広告の掲載により広告主から得られる収入は、共同発行事業者に帰属するものとする。

4　費用の負担

情報誌の発行業務および情報誌の納品に係る費用は、共同発行事業者が全額負担するものとし、市は、これに係る一切の費用を負担しない。

5　参加資格

情報誌の発行業務に関する事業者選定に参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しないこと。

(2) 市税に未納がないこと。

(3) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

(4) 秋田市暴力団排除条例第２条に規定する暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者でないこと。

(5) 情報誌の発行業務と同種又は類似する業務の実績があること。

(6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。

6　本件に関する質疑

(1) 本件に関する質疑は、質問票（様式第１号）により受け付けるものとする。

(2) 質問票の受付期間は、令和８年11月30日（月）午後５時まで（必着）とし、電子メールにより秋田市子ども総務課へ提出すること。

電子メール　ro-chbs@city.akita.lg.jp

(3) 提出された質疑に対する回答は、電子メールにより、令和８年12月３日（木）までに質問者へ送付する。なお、質問回答は、秋田市子ども総務課ホームページで公開するものとする。

7　参加方法

情報誌の発行業務に関する事業者選定に参加しようとする者が提出する書類、その提出の期限等は、次のとおりとする。

(1) 提出書類

ア　参加表明書（様式第２号）

イ　情報誌の発行業務と同種又は類似する業務の契約書又は類似する書類および実績報告書（本市当該業務過去５年以内は不要）

ウ　登記事項証明書（現在事項証明書）の写し（本公募開始日以降に発行したものに限る。）

エ　納税証明書（完納証明書（市税に未納がないことの証明書））（直近の事業年度までのもの）の写し

(2) 提出方法

郵送、持参又は電子メールにより提出すること。

(3) 提出先

〒010-8560

秋田市山王一丁目１番１号　秋田市役所２階

子ども未来部子ども総務課　総務担当

電子メール　ro-chbs@city.akita.lg.jp

(4) 提出期限

令和８年12月８日（火）午後５時必着

※持参による提出は、土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前９時から午後４時45分までの間に受け付ける。

(5) 参加資格の審査結果

提出された書類に基づき審査のうえ、参加資格要件の適否を決定し、令和８年12月９日（水）までに電子メールで通知する。

８　提案書類の作成および提出

企画提案への参加決定の通知を受けた者が提出する書類、その提出の期限等は、次のとおりとする。

(1) 提出書類

企画提案書（様式第３号）および次の項目を明記した書類

ア　共同事業についての考え方および目的

イ　子育て情報誌の製作（担当部署、人員など）

ウ　本市との連絡体制（担当部署、人員など）

エ　情報誌の内容

(ｱ) 発行ページ数（総ページ数、うち行政情報ページ数）

(ｲ) 刷り色

(ｳ) 紙面デザイン又は成果物の見本

(ｴ) 掲載予定の子育てに関する情報案

オ　納品までのスケジュール

カ　広告掲載予定数および広告募集計画(募集手順等)

(2) 提出部数

ア　正本　１部

イ　副本（社名等は記載せず、「当社」等と記載する紙書類）８部

(3) 提出方法

郵送又は持参により提出すること。

(4) 提出先

〒010-8560

秋田市山王一丁目１番１号　秋田市役所２階

子ども未来部子ども総務課　総務担当

(5) 提出期限

令和８年12月22日（火）午後５時必着

※持参による提出は、土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前９時から午後４時45分までの間に受け付ける。

9　プレゼンテーションの実施（予定）

提案内容に関するプレゼンテーションおよびヒアリングは、次のとおり実施する。

(1) 実施予定日

令和８年12月24日(木)

(2) 実施予定場所

秋田市役所６階　６－Ａ会議室

(3) 選考委員

秋田市子育て情報誌共同発行事業者選定委員会設置要綱第３条に規定する者

(4) 出席者

２名以内（企画提案に関する責任者を含む。）

(5) その他

実施時間、場所等の詳細については別途連絡する。

10　共同発行事業者の選定

(1) 応募者が１者のみである場合は、提出された書類に基づき、参加資格および業務仕様等の要件に適合しているかを確認した上で、共同発行事業者として決定する。

(2) 応募者が２者以上ある場合、企画提案参加者からの企画提案書およびプレゼンテーションの内容、ヒアリングに基づき、企画内容の評価、業務体制、類似事業の実績などを秋田市子育て情報誌共同発行事業者選定委員会において総合的に審査する。

(3) 審査項目および評価点については、別紙「秋田市子育て情報誌共同発行事業企画提案審査表」のとおりとする。

(4) 各項目における評価点の合計が最高点の提案者を共同発行事業者に選定する。最高点が同点の場合は、各項目ごとに比較し、「企画内容の評価」、「業務体制」、「類似事業の実績」の順で高いものを選定する。また、２番目に高い提案者を次点候補者に選定し、最高点の提案者が辞退した場合は、次点候補者を繰り上げることとする。

(5) 選定結果は、企画提案書（応募者が１者の場合は参加表明書）を提出した者に対し電子メールにて令和８年12月25日（金）までに通知する。

(6) 共同発行事業者の決定後、選定結果、各提案者の順位、評価点数等（選定されなかった者については、その名称を除く。）の選定の経過については、秋田市子ども総務課のホームページにて公表する。

11　協定の締結および期間

(1) 共同発行事業者として決定された者は、市と情報誌の共同発行事業に係る協定を締結するものとする。

(2) 協定の期間は、協定締結の日から１年とする。ただし、市又は共同発行事業者から期間満了の１か月前までに解約の申し出がない場合は、協定の期間を１年間延長することができるものとし、延長は連続して２年を限度とする（通算最長３年）。

12　その他

(1) 企画提案書の作成、提出、プレゼンテーション等に要する費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出された書類は、返却しない。

(3) 提出された書類（当該書類に記載された情報を含む。）は、本件以外の目的に利用しない。

(4) 提出期限後の提出書類の変更、差し替えもしくは再提出は認めない。

(5) 提出書類の提出後に辞退する際には、辞退届（様式任意）を提出すること。

(6) 提出された企画提案書等は、秋田市情報公開条例（平成９年秋田市条例第39号）に基づく情報公開請求の対象となる。

13　問合せ先

秋田市子ども未来部子ども総務課

総 務 担 当

電　　話　０１８－８８８－５６８７

電子メール　ro-chbs@city.akita.lg.jp